

第1編 基礎（紛争類型別+α）

第1章 売買

第1 売買代金支払請求

1 訴訟物・請求の趣旨

訴訟物 「売買契約に基づく代金請求権」 1個

請求の趣旨 「被告は、原告に対し、〇〇万円を支払え。」

2 請求原因

①売買契約の成立

売買契約の成立によって代金請求権は直ちに発生するため、請求原因の要件事実は「売買契約の成立」のみである。

【整理図】

- | | | |
|--------------|---|---------------------|
| ①大前提：売買契約の成立 | → | 売買契約に基づく代金請求権が発生 |
| ②小前提：売買契約の成立 | = | (例) XはYに甲を100万円で売った |
| ③結論 | : | 売買契約に基づく代金請求権が発生 |

3 抗弁以下の攻撃防御方法

(1) 履行期限の抗弁

ア 抗弁の性質

売買契約において代金債務の「期限の合意」は本質的要素ではなく、売買契約の付款にすぎない。そのため、「期限の合意」は、これにより利益を受ける買主が主張立証責任を負う。

そして、「期限の合意」が認められれば、期限が到来するまで請求原因に基づく代金請求が認められなくなる（権利行使を阻止する）。そのため、この主張は阻止の抗弁となる。

①期限の合意

イ 再抗弁

・期限の到来

「期限の到来」が認められれば代金請求権の行使は阻止されない（権利行使の阻止の発生を障害する）。そのため、「期限の合意」は障害の再抗弁となる。

①期限の到来

(2) 同時履行の抗弁

ア 抗弁の性質

同時履行の抗弁が認められれば、反対債務の履行がされるまでは債務の履行を拒むことができる（権利行使を阻止する）ため阻止の抗弁である。

同時履行の抗弁が認められる場合、裁判所は「引換給付判決」をすることになる。

引換給付判決「被告は、原告から甲の引渡しを受けるのと引換えに、原告に対し、100万円を支払え。」

イ 要件事実

① 原告が債務の履行をするまで自らの債務の履行を拒絶する旨の権利主張

同時履行の抗弁の実体法上の要件である双務契約から生じた2つの債権の存在と、これらが同時履行関係にあることは請求原因で主張されている売買契約の成立によりすでに現れている。そのため、これらの事実を抗弁において再度主張する必要はない。

もっとも、同時履行の抗弁は権利抗弁（権利主張をすることで初めて抗弁として意味を持つ抗弁）である。そのため権利を行使するが要件となる。

したがって、同時履行の抗弁の要件事実は「権利行使の主張」が要件事実となる。

ウ 再抗弁

・先履行の合意

被告が原告に目的物の引渡しを先にする旨の合意、すなわち「先履行の合意」が認められれば、被告は同時履行の抗弁を主張することができない。そのため、「先履行の合意」は同時履行の抗弁の発生を障害するから、障害の再抗弁となる。

① 先履行の合意

・反対給付の履行

原告がすでに債務の履行として目的物の引渡しをしていることが認められれば、被告は同時履行の抗弁を行使して原告による代金請求権の行使を阻止することはできない。そのため、「反対給付の履行」は同時履行の抗弁の発生を障害するから、障害の再抗弁となる。

① 反対給付の履行

(2) 弁済の抗弁

ア 抗弁の性質

被告がすでに売買代金を支払っているのであれば、代金請求権は被告の弁済により消滅する。そのため、弁済の抗弁は消滅の抗弁となる。

イ 要件事実

- | |
|--|
| ① 債務の本旨に従った給付
② その給付が当該債権についてされたこと（給付と債権の関連性） |
|--|

①債務の本旨に従った給付だけでは、当該給付が何のために交付されたか明らかではないため、②給付と債権の関連性の主張まで必要である。

* 具体的な摘示は①②をまとめて記載する

「被告は、原告に対し、平成〇年〇月〇日、本件売買代金債務の履行として100万円を交付した。」

ウ 第三者弁済の場合

第三者弁済の場合、弁済の主体が変わるだけであるから弁済の抗弁の要件事実は通常の弁済の場合と同じである。

第三者弁済は「当事者が反対の意思表示」をすると無効になるところ、この事実は再抗弁となる。この再抗弁は弁済を無効とすることで弁済の抗弁を障害するため、障害の再抗弁である。

エ 一部請求場合

機械的・数量的な一部請求に対して弁済の抗弁が主張された場合、弁済の主張は債権全体に対する消滅原因と考え、非請求部分から充当されるのが判例である（いわゆる「外側説」）。そのため、非請求部分を超える数量の弁済の抗弁でなければ、弁済の抗弁は主張自体失当となる。

(4) 履行遅滞解除の抗弁

ア 抗弁の性質

売買契約を解除すると、売買契約により発生した代金支払請求権は遡及的に消滅する。そのため、履行遅滞解除の抗弁は消滅の抗弁となる。

イ 要件事実

- ① 催告
- ② 催告後相当期間の経過
- ③ 相当期間経過後の解除の意思表示
- ④ 催告に先立つ反対給付の履行

履行遅滞解除の根拠条文は民法541条である。同条によるとその要件は①履行遅滞であることと、②解除の手続的な要件に分類できる。

【履行遅滞解除の実体法上の要件】

- | | | |
|---------|---|---|
| ① 履行遅滞 | { | <ul style="list-style-type: none"> ・ 債務の発生原因(不要 ∵ 請求原因で現れている) ・ 履行可能(不要 ∵ 債務が原則履行可能ゆえ、履行不能が再抗弁) ・ 履行期の経過 ・ 履行がない(不要 ∵ 履行したことは再抗弁) ・ 帰責性(不要 ∵ 履行期の経過により原則、帰責性はある) ・ 違法性 → 反対給付の履行により同時履行の存在効果を否定 |
| ② 手続的要件 | { | <ul style="list-style-type: none"> ・ 催告 * 民412Ⅲと民541の催告は兼ねられる ・ 相当期間の経過 ・ 解除の意思表示 (必要 ∵ 540条1項) |

ウ 再抗弁

- ・ 履行不能

債務の内容が履行不能となると当該債務は消滅する。履行不能の主張は履行遅滞解除の抗弁の法律効果の発生を障害する。そのため、「履行不能であること」は履行遅滞の抗弁に対する障害の再抗弁となる。

① 債務が履行不能であること

- ・ 弁済の提供

原告が反対給付の履行をしていなくとも、「弁済の提供」があれば、債務不履行から生じる一切の責任を免れる（民492条）から、催告後、解除の意思表示到達前に「弁済の提供」があれば、履行遅滞解除の抗弁による法律効果の発

生が障害される。そのため、「弁済の提供」は履行遅滞解除の抗弁に対する障害の再抗弁となる。

① 弁済の提供をしたこと

(5) 履行不能解除の抗弁

ア 抗弁の性質

売買契約を解除すると、売買契約により発生した代金支払請求権は遡及的に消滅する。そのため、履行不能解除の抗弁は消滅の抗弁となる。

イ 要件事実

- ① 履行は解除の意思表示までに不能となったこと
- ② 解除の意思表示

履行遅滞解除と同様に、債務は通常は履行可能であるところ、履行不能となれば、原則として債務者の帰責性と違法性は認められる。そのため帰責性と違法性の主張は不要である。

また履行遅滞解除の場合と異なり、履行不能となれば債務は消滅するため債権債務の対立がない。そのため、同時履行の抗弁権の存在効果を否定する必要はない。

(6) 瑕疵担保責任解除の抗弁

ア 抗弁の性質

売買目的物が特定物である場合に「隠れた瑕疵」があれば買主は瑕疵担保責任（民570条、566条1項）に基づき売買契約を解除することができる。売買契約を解除すると、売買契約により発生した代金支払請求権は遡及的に消滅する。そのため、瑕疵担保解除の抗弁は消滅の抗弁となる。

イ 要件事実

- ① 瑕疵があること
- ② 瑕疵が表見していないこと（通常人が普通の注意を用いても発見できないこと）
- ③ 解除の意思表示

「隠れた瑕疵」の意義について、判例は瑕疵が表見していないことをいうとする見解（不表見説）を採っている（大判昭5.4.16民集9巻376頁）。そのため①に加えて②を主張する必要がある。

不表見の瑕疵があれば、通常買主は善意無過失と事実上推定できるため買主は「買主がこれを知らず、かつ、そのために契約をした目的を達成することができないとき」（民570条、566条1項）を主張する必要はない。

ウ 再抗弁

・ 悪意

① 悪意の評価根拠事実

・ 過失

① 過失の評価根拠事実

・ 除斥期間

瑕疵担保責任は買主が瑕疵を知った日から1年（除斥期間）が経過すると消滅する（民570条、566条3項）。除斥期間の経過により解除の抗弁による法律効果は発生しない。そのため、除斥期間の再抗弁は瑕疵担保責任に対する障害の再抗弁となる。

① 除斥期間の経過

(7) 手付解除の抗弁

ア 抗弁の性質

手付が解約手付であれば、手付を放棄することで売買契約を解除することができる（民557条1項）。売買契約を解除すると、売買契約により発生した代金支払請求権は遡及的に消滅する。そのため、手付解除の抗弁は消滅の抗弁となる。

なお、特段の意思表示がない限り、手付は解約手付としての性質を有する。

イ 要件事実

① 手付金の合意

② 手付金の交付

③ （売主解除）契約を解除することを示して手付金倍額の現実の提供

③' （買主解除）契約を解除することを示して手付金返還請求権放棄の意思表示

④ 解除の意思表示

ウ 再抗弁

・ 解除権留保排除特約

① 解除権を留保しない旨の特約

・履行着手抗弁

① 解除の意思表示前に再抗弁を主張する者が履行に着手したこと

第2 目的物引渡請求

1 訴訟物・請求の趣旨

訴訟物「売買契約に基づく目的物引渡請求権」1個

請求の趣旨「被告は、原告に対し、甲を引き渡せ。」

2 請求原因

売買契約の成立によって目的物引渡請求権は直ちに発生するため、請求原因の要件事実は「売買契約の成立」のみである。

① 売買契約の成立

第3 付帯請求（売主による民575条2項本文の利息請求）

1 訴訟物・請求の趣旨

訴訟物「履行遅滞に基づく損害賠償請求権」1個

請求の趣旨「被告は、原告に対し、〇〇万円及びこれに対する平成〇年〇月〇日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。」

民575条2項の趣旨を売主が目的物の引渡しに至まで果実を取得することができる反面として、買主は遅滞に陥っても遅延損害金の支払いを不要としたと考えたと、同項の「利息」は遅延損害金である（遅延損害金説）。

2 請求原因

- ① 売買契約の成立
- ② 売買契約に基づく目的物の引渡し
- ③ 履行期の経過（期限の定めがない場合は「代金支払の催告」）
- ④ 損害の発生とその額（民事法定利率を請求する場合は不要）